



平成 17年 3月期 個別中間財務諸表の概要

平成 16年 1 1月 2 4日

会社名 株式会社 山形しあわせ銀行 本社所在都道府県 山形県
 (URL <http://www.shiawase.co.jp/>)
 代表者 役職名 取締役頭取 氏名 澤井 誠介
 問合せ先責任者 役職名 取締役経理部長 氏名 菅野 昌雄 TEL (023) 631 - 0001
 中間決算取締役会開催日 平成 16年 1 1月 1 9日 中間配当制度の有無 有
 中間配当支払開始日 平成 16年 1 2月 1 0日 単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 16年9月中間期の業績 (平成16年4月1日 ~ 平成16年9月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経 常 収 益		経 常 利 益	
	百万円	%	百万円	%
平成16年9月中間期	7,958	(4.5)	2,861	(—)
平成15年9月中間期	7,611	(1.1)	538	(48.1)
平成16年3月期	16,331	(2.6)	803	(0.5)

	中 間 (当 期) 純 利 益		1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益	
	百万円	%	円	銭
平成16年9月中間期	2,882	(—)	57	66
平成15年9月中間期	181	(62.7)	3	63
平成16年3月期	280	(11.7)	5	60

(注) 期中平均株式数 16年9月中間期 49,987,957株 15年9月中間期 50,004,246株 16年3月期 50,000,710株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1 株 当 た り 中 間 配 当 金		1 株 当 た り 年 間 配 当 金	
	円	銭	円	銭
平成16年9月中間期	2	50	—	—
平成15年9月中間期	2	50	—	—
平成16年3月期	—	—	5	00

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本		自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円	銭	%
平成16年9月中間期	649,929	21,054	3.2	421	25	6.70
平成15年9月中間期	656,977	23,415	3.5	468	28	7.30
平成16年3月期	652,936	24,398	3.7	488	1	7.53

(注) 期末発行済株式数 16年9月中間期 49,980,203株 15年9月中間期 50,002,782株 16年3月期 49,995,711株
 期末自己株式数 16年9月中間期 45,797株 15年9月中間期 23,218株 16年3月期 30,289株

2. 17年3月期の業績予想 (平成16年4月1日 ~ 平成17年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
	百万円	百万円	百万円	円	銭
通 期	16,000	600	400	2	50
				5	00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 8 円 00 銭

(注) 上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としています。実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

第103期中(平成16年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	35,932	預 金	615,799
コールローン	16,000	コールマネー	1,776
商品有価証券	231	借 用 金	22
有 価 証 券	127,443	外 国 為 替	0
貸 出 金	450,978	そ の 他 負 債	1,610
外 国 為 替	251	退 職 給 付 引 当 金	127
そ の 他 資 産	2,110	再評価に係る繰延税金負債	2,133
動 産 不 動 産	15,416	支 払 承 諾	7,404
繰 延 税 金 資 産	5,985	負債の部合計	628,874
支 払 承 諾 見 返	7,404	(資本の部)	
貸 倒 引 当 金	11,825	資 本 金	5,200
		資 本 剰 余 金	3,324
		資 本 準 備 金	3,324
		利 益 剰 余 金	10,458
		利 益 準 備 金	1,853
		任 意 積 立 金	11,256
		中 間 未 処 理 損 失	2,650
		中 間 純 損 失	2,882
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,142
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,048
		自 己 株 式	22
		資本の部合計	21,054
資産の部合計	649,929	負債及び資本の部合計	649,929

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第103期中 平成16年4月1日から
平成16年9月30日まで 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,958
資金運用収益	6,234
(うち貸出金利息)	(5,624)
(うち有価証券利息配当金)	(603)
役務取引等収益	989
その他業務収益	318
その他経常収益	416
経 常 費 用	10,820
資金調達費用	206
(うち預金利息)	(123)
役務取引等費用	508
その他業務費用	5
営業経費	5,291
その他経常費用	4,808
経 常 損 失	2,861
特 別 利 益	47
特 別 損 失	10
税引前中間純損失	2,825
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	43
中間純損失	2,882
前期繰越利益	231
中間未処理損失	2,650

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 22年～50年

動 産 4年～15年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減

額しており、その金額は 12,307 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、山形しあわせ銀行従業員組合との協定により賞与支給対象期間が変更となりました。これにより、前期末から賞与引当金の繰入は発生いたしません。

なお、前中間期の賞与引当金計上額は 250 百万円であります。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 : 発生年度において全額損益処理

数理計算上の差異 : 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (15 年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異 (2,189 百万円) (代行返上後) については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ(及び時価ヘッジ)を適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。

ただし、動産不動産及び有価証券に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

追加情報

（外形標準課税）

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 15 年 3 月法律第 9 号)が平成 15 年 3 月 31 日に公布され、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第 12 号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

(添付資料)

株式会社 山形しあわせ銀行

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 子会社の株式総額 10 百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社であります。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,767 百万円、延滞債権額は 17,938 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

3. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 106 百万円であります。

なお、3 か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金であります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,329 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 28,140 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 12,559 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 3,004 百万円

担保資産に対応する債務

預金 160 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 16,861 百万円、定期預け金 500 百万円を差し入れております。また、動産不動産のうち保証金権利金は 773 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 110,168 百万円であります。このうち契約残

存期間が1年以内のものが101,368百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 動産不動産の減価償却累計額は10,862百万円であります。

10. 動産不動産の圧縮記帳額は1,144百万円であります。

(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,225百万円

12. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額は189百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 328百万円

その他 73百万円

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,282百万円を含んでおります。

有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

比較中間貸借対照表(主要内訳)

(単位:百万円)

科 目	平成16年 中間期末(A)	平成15年 中間期末(B)	比 較 (A - B)	平成15年度末 (要約) (C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	35,932	32,811	3,121	23,747	12,185
コ－ル口－ン	16,000	18,000	2,000	12,000	4,000
商品有価証券	231	911	680	667	436
有価証券	127,443	125,193	2,250	132,513	5,070
貸出金	450,978	455,471	4,493	461,623	10,645
外国為替	251	210	41	330	79
その他資産	2,110	2,579	469	2,233	123
動産不動産	15,416	15,266	150	15,067	349
繰延税金資産	5,985	6,159	174	6,028	43
支払承諾見返	7,404	8,444	1,040	7,507	103
貸倒引当金	11,825	8,071	3,754	8,783	3,042
資産の部合計	649,929	656,977	7,048	652,936	3,007
(負債の部)					
預金	615,799	616,730	931	612,796	3,003
コ－ルマネ－	1,776	4,461	2,685	4,436	2,660
借入金	22	30	8	-	22
外国為替	0	2	2	1	1
その他負債	1,610	1,485	125	1,553	57
賞与引当金	-	250	250	-	-
退職給付引当金	127	23	104	109	18
再評価に係る繰延税金負債	2,133	2,133	-	2,133	-
支払承諾	7,404	8,444	1,040	7,507	103
負債の部合計	628,874	633,561	4,687	628,537	337
(資本の部)					
資本金	5,200	5,200	-	5,200	-
資本剰余金	3,324	3,324	-	3,324	-
資本準備金	3,324	3,324	-	3,324	-
利益剰余金	10,458	13,493	3,035	13,466	3,008
利益準備金	1,853	1,798	55	1,823	30
任意積立金	11,256	11,240	16	11,240	16
中間(当期)未処分利益	2,650	453	3,103	402	3,052
土地再評価差額金	3,142	3,142	-	3,142	-
その他有価証券評価差額金	1,048	1,731	683	719	329
自己株式	22	11	11	15	7
資本の部合計	21,054	23,415	2,361	24,398	3,344
負債及び資本の部合計	649,929	656,977	7,048	652,936	3,007

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書(主要内訳)

(単位:百万円)

科 目	平成16年 中間期 (A)	平成15年 中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成15年度 (要約)
経 常 収 益	7,958	7,611	347	16,331
資 金 運 用 収 益	6,234	6,208	26	12,485
(うち貸出金利息)	(5,624)	(5,749)	(125)	(11,472)
(うち有価証券利息配当金)	(603)	(454)	(149)	(1,004)
役 務 取 引 等 収 益	989	823	166	1,683
そ の 他 業 務 収 益	318	532	214	835
そ の 他 経 常 収 益	416	46	370	1,325
経 常 費 用	10,820	7,072	3,748	15,527
資 金 調 達 費 用	206	211	5	411
(うち預金利息)	(123)	(157)	(34)	(289)
役 務 取 引 等 費 用	508	467	41	941
そ の 他 業 務 費 用	5	46	41	180
営 業 経 費	5,291	5,220	71	9,992
そ の 他 経 常 費 用	4,808	1,127	3,681	4,001
経 常 利 益	2,861	538	3,399	803
特 別 利 益	47	9	38	11
特 別 損 失	10	25	15	52
税引前中間(当期)純利益	2,825	522	3,347	762
法人税、住民税及び事業税	13	13	0	25
法人税等調整額	43	326	283	457
中間(当期)純利益	2,882	181	3,063	280
前 期 繰 越 利 益	231	251	20	251
土地再評価差額金取崩額	-	20	20	20
中 間 配 当 額	-	-	-	125
利 益 準 備 金 積 立 額	-	-	-	25
中間(当期)未処分利益	2,650	453	3,103	402

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成 16 年 10 月 28 日に、株式会社殖産銀行（本店：山形県山形市）と、両行の株主総会の決議及び関係官庁の認可を条件に、平成 17 年 10 月 1 日を期して、共同株式移転により持株会社（株式会社 殖産しあわせホールディングス（仮称））を設立し、持株会社のもとで両行の合併を前提とした経営統合を進めていくことについて「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 経営統合の目的と概要

(1) 目的

両行は、更なる経営体質の強化と安定を図り、地域金融・地域経済への貢献を果たして行くことを目的として、相互信頼と公平の原則に則り、対等の精神で合併を前提とした本統合を行うものいたします。

(2) 統合形態

両行の合併を前提とした持株会社方式による経営統合といたします。

(3) 統合時期

第 1 ステップ 平成 17 年 10 月 1 日に持株会社を設立いたします。

第 2 ステップ 平成 19 年中を目処にシステム統合等の準備を整え、持株会社のもとで両行が合併いたします。

(4) 統合準備・検討等

両行共同で「経営統合委員会」を設置し、緊密な連絡と協議を行い、スケジュールどおりの経営統合を目指します。

2. 株式移転の条件等

(1) 株式移転比率

会社名	株式会社 殖産銀行	株式会社 山形しあわせ銀行
株式移転比率	1	1

(注) 株式の割当比率

株式会社殖産銀行の株式 1 株に対して持株会社の株式 1 株、株式会社山形しあわせ銀行の株式 1 株に対して持株会社の株式 1 株割当て交付いたします。

(2) 株式移転交付金

平成 17 年度の間配当に代えて、株式移転期日の前日における株式会社殖産銀行の株主に対して、同社株式 1 株につき 2 円 50 銭、同日現在の株式会社山形しあわせ銀行の株主に対して、同社株式 1 株につき 2 円 50 銭の株式移転交付金をお支払いする予定であります。

(3) 設立における新会社の上場申請に関する事項

新たに設立する持株会社は、速やかに東京証券取引所に新規上場申請を行うことを予定しております。

3. 新会社(持株会社)の概要

- (1) 商号 株式会社 殖産しあわせホールディングス(仮称)
- (2) 事業内容 銀行持株会社
- (3) 本店所在地 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
(現 株式会社山形しあわせ銀行本店所在地に同じ)
- (4) 資本金 100億円
- (5) 発行予定株式数 126,160千株(1単元の株式の数 1,000株)
- (6) 決算期 毎年 3月31日

4. その他

当行は本統合に伴う株式移転に先立ち、株式会社殖産銀行と発行済株式数を同水準とするために株式会社山形しあわせ銀行株式1株を1.25株とする株式分割を実施する予定であります。なお、前記の株式移転比率は当該株式分割を前提としたものであります。